

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考											
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="235 691 837 903"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性キャリア支援・開発センター</td> </tr> <tr> <td>キャリアパス支援センター</td> </tr> <tr> <td>学生活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第111条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表 省略 別紙様式 省略</p>	組織及び施設の名称	女性キャリア支援・開発センター	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 省略(現行どおり)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 691 1680 944"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性キャリア支援・開発センター</td> </tr> <tr> <td><u>女性未来育成機構</u></td> </tr> <tr> <td>キャリアパス支援センター</td> </tr> <tr> <td>学生活動支援センター</td> </tr> <tr> <td>アグロイノベーション高度人材養成センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第111条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表 省略(現行どおり) 別紙様式 省略(現行どおり)</p>	組織及び施設の名称	女性キャリア支援・開発センター	<u>女性未来育成機構</u>	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	アグロイノベーション高度人材養成センター	
組織及び施設の名称													
女性キャリア支援・開発センター													
キャリアパス支援センター													
学生活動支援センター													
アグロイノベーション高度人材養成センター													
組織及び施設の名称													
女性キャリア支援・開発センター													
<u>女性未来育成機構</u>													
キャリアパス支援センター													
学生活動支援センター													
アグロイノベーション高度人材養成センター													

附 則 (21 経 規則第2号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。